

新旧対照表 (ANSER-SPC サービス利用規定)

改定前	改定後
6. (免責事項) <u>(1)</u> 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能になった場合、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。なお当行が取引内容の確認通知を受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取引内容をお取引店にご確認ください。 <u>(2)</u> この取扱いによる振替または振込依頼の受付の際、送信された支払指定口座の支店番号・科目・口座番号および暗証番号と届出の支店番号・科目・口座番号および暗証番号との一致を確認し、相違ないものと認めて取扱いしたうえは、暗証番号等につき、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 8. (届出事項の変更等) 暗証番号、指定口座等届出内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については責任を負いません。 以上	6. (免責事項) 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能になった場合、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。なお当行が取引内容の確認通知を受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取引内容をお取引店にご確認ください。この取扱いによる振替または振込依頼の受付の際、送信された支払指定口座の支店番号・科目・口座番号および暗証番号と届出の支店番号・科目・口座番号および暗証番号との一致を確認し、相違ないものと認めて取扱いしたうえは、暗証番号等につき、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、<u>当行の責によるべき事由がある場合を除き</u>、当行は責任を負いません。 8. (届出事項の変更等) 暗証番号、指定口座等届出内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に、<u>当該届出がなされなかったことにより生じた損害については、当行の責によるべき事由がある場合を除き</u>、当行は責任を負いません。 (新設) <u>12. (規定の変更)</u> <u>(1) 本規定の内容については、本サービスの利便性の向上または運用に支障をきたす恐れがある場合等は、ホームページ掲載による表示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前記 (1) の変更は、周知の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> 以上